ア、反對方向に進んで來る車の運轉者は互に右側を通り各運轉者は可能な時は何時でも相手の車に公道の主要通行部の少なくとも二分の一を譲ること。反道に於て道幅がその道路で反對方向から來る車の通行に不充分である場合は何時でも坂を登つて來る車の運轉車は降りて來る車が通行出來る所迄後退すること

サ、運轉者は次の狀況の時だけ他の車の右側から追ひ越して進んで宜しい

イ、追ひ越される車が左へ廻頭しようとしてゐる時又は追越が公道の屑部を通行しないでも行ける時

キ、軍用車は關係指揮官の署名入許可證なしで午前二時から午前五時まで停所キャンプ停車場の地域以外での運行は許可されない

ユ、車上の人は運行中立つてはいけない、又はとし齢のための坐席以外に乘つてはならない、但し二頭半以上の貨物の上に貨物を取扱ふための勞務者は坐つて乘つて宜しい、坐つても危險でなく又身體がトラックの荷物から外にはみ出ない場合に限る。

本條項の違反者及び本條項の違反を知りながら違反させた運轉者は兩者その犯行に對して嚴重なる刑事犯として取扱ふ。

軍政府副長官
陸軍歩兵大佐　ウイリアム、エイチ、クレイグ

◎琉球列島米國軍政本部律令第一號
（一九四八年五月四日）

琉球復興の設立

第一項　同復興設立運營の目的

軍政府資金の傳達、領收、蓄積及び支拂、琉球各臨時政府及び下級官廳の機能發揮に附隨する通常復興業務、適當な資本金の貸與により商業、工業、農業、企業の誘起及び通貨の膨脹を抑制し闇行爲を鎮息せしめることによる通貨の調整ーーそれらの全てが琉球復興並に軍政府使命達成上大いに貢獻するものでめるーーを適正且つ有效なる便益を確立し、維持するために琉球銀行をこゝに設立する。そして同銀行は添付書「a」「b」（登載省略）ーー本律令の一部を構成ーーとして玆に同封した定款並に附則に從い組織し運營する

第二項　琉球なる語の使用

銀行、株式會社、商會、組合、合資會社若くは銀行家、仲買人預貯金機關として營業する個人はすべて軍政府副長官が明文を以て認可した以外、該營業の名稱並に屑書の一部として「琉球」なる語を使用してはならない

第三項　抵觸法規の廢止

本律令の各條項違反し又は矛盾する一切の法規、布告、命令、指令、訓令及びそれらの一部は玆にこれを廢止する

第四項　處罰

本律令の各條又は軍政府長官が本律令に基いて發し、法律としての效力を有する規則に違反した者は軍事裁判所又は地方裁判所の裁判に於て定罪の上同法規の宣告する處罰を受けるものとする

第五項　發效日

本律令は一九四八年五月一日より發效する

軍政官長　米國陸軍准將
フレデリック、エル、ヘイデン

所轄者
軍政府副長官　歩兵大佐
ウイリアム、エイチ、クレイグ

◎告　示

沖縄民政府告示第十三號

一九四七年三月一日附沖縄民政府告示第十號及び一九四七年十二月一日附沖縄民政府告示第四十二號中壺屋受持區域の一部を左の通り改める

一九四八年五月一日

沖縄知事　志喜屋孝信

那覇警察署壺屋警部補派出所の監督受持區域を「那覇市壺屋町、牧志町、みなと付の中壺川、愛逸」に同署